

合意書

徳島市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、
徳島市農地施設アドプト事業実施要綱第6条に基づき、次のとおり合意書を締結
します。

(目的)

- 1 この合意書は、乙が甲の管理する農地施設の里親となり、甲、乙がそれぞれ協力して、その施設周辺の環境の美化の推進に取り組むことを目的とします。

(活動区間および施設)

- 2 乙は、次の区間において、農地施設アドプト活動を行います。
徳島市不動東町4丁目1538番地先から95番地先まで

(役割分担)

- 3 甲、乙の役割分担は、次のとおりとします。
 - (1) 乙は、原則として年3回以上の農地施設アドプト活動を行います。
 - (2) 乙は、回収したゴミについて、適正に処理するために必要な措置を講じます。
 - (3) 甲は、乙の活動中の事故等に対し、甲が加入している保険で対応します。
 - (4) 甲は、乙が農地施設アドプト活動に使用する道具類の一部を支給、貸与します。
 - (5) 甲は、乙が集積し、甲の指定する処分場に搬入したゴミの処理費用を負担します。
 - (6) 甲は、乙の必要に応じて乙の名称及び、その農地施設アドプト活動を表した看板を乙と共同で設置します。

(活動中の安全配慮)

- 4 乙は、農地施設アドプト活動を行う際には、事故等が発生しないよう、天候交通状況、水路の水かさ等には常に注意を払い、安全に十分配慮して活動するものとします。

また、未成年者が活動するにあっては、必ず、保護者又は地元関係者等の指導監督

のもとで行い、未成年者だけでの活動は行わないものとします。

(活動における紛議等)

5 乙の農地施設アドプト活動における第三者との紛議については、乙において解決、処理をするものとします。

(合意書の解除)

6 乙が合意書の解除を申し出たとき又は甲が乙の農地施設アドプト活動を事業主旨に鑑みて、適当ではないと判断したときは通告又は通知をもって、本合意を解除します。

(その他)

7 この合意書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めます。

この合意書の締結を証するため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自、その一通を保有します。

平成 年 月 日

甲 徳島市

上記代表者 徳島市長 原 秀 樹 印

住 所 徳島市幸町2丁目5番地

乙 団体名称

上記代表者

住 所